

大人委第 2846 号
平成25年3月18日

大阪府議会

議長 浅田 均 様

大阪府人事委員会
委員長 栗原 良扶

条例案に関する意見について（回答）

平成25年3月6日付け大府議議第1747号による意見聴取について、本委員会の意見は下記のとおりです。

記

1 関係条例案

平成24年9月定例会提出

- (1) 議員提出第1号議案 職員の政治的行為の制限に関する条例制定の件の訂正
- (2) 議員提出第2号議案 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例制定の件の訂正
- (3) 議員提出第3号議案 労使関係に関する条例制定の件の訂正

2 本委員会の意見

(1) 本委員会は、訂正前の各条例案について、平成24年11月29日付け大人委第2260号府議会議長あて回答において意見を述べ、また本年2月13日に開会された総務常任委員会において、その趣旨を説明したところである。

今般、上記のとおり、各条例案の訂正が提案されたが、本委員会としては、従前の意見書における回答、及び総務常任委員会の説明を前提として、これら訂正案に対し、以下のとおり意見を述べる次第である。

(2) 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例制定の件の訂正、並びに労使関係に関する条例制定の件の訂正については、格別、異議はない。

(3) 職員の政治的行為の制限に関する条例案制定の件の訂正についての意見は、下記のとおりである。

本条例案第4条の各項において、政治的行為に関する非違行為を行った職員に対して、訂正前の条例案が「懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。」と規定していたところ、「懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分を適正に行うものとする。」と訂正するものであるが、この訂正によれば、職員が政治的行為に関する非違行為を行った場合は、懲戒処分を行うことを、まず前提とする規定に改められたものと解される。

しかしながら、懲戒処分については、当該非違行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等の他、職員の勤務態度等々、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかについて、任命権者がその裁量的判断によって決定することができるとされているところである。

従って、懲戒処分の運用において、まず懲戒処分を行うことを前提とする今般の訂正は、任命権者の裁量的判断を不当に制限するものと考えられ、仮にかかる懲戒処分に関する規定を置くとした場合においても、任命権者がその裁量の中で懲戒処分を行うかどうかも含め適切に判断できるよう、従前の条例案どおり「懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。」との規定に留めることが適当と考える。